令和5年第2回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程(第1号)

令和5年5月9日(火曜日) 午前9時00分 開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙

議 事 日 程(第1号 追加1)

令和5年5月9日(火曜日) 午前9時00分 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名
- 第6 常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の報告
- 第7 上伊那広域連合議会議員選挙
- 第8 伊那中央行政組合議会議員選挙
- 第9 長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員選挙
- 第10 行政報告
- 第11 議案第1号~議案第3号

提案~採決

第12 議案第4号

提案~採決

○出席議員(10名)

1番 森 一 博 6番 山崎 文 直 西 2番 志 今朝一 7番 輝 和 都 百 瀬 3番 笹 沼 8番 太田 篤 己 美保 三 4番 澤 澄 子 9番 唐 澤 由 江 5番 加藤泰久 原 源 次 10番

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 健康福祉課長 藤城栄文 武島亮子 村 長 中 俊 彦 地域包括支援センター長 崹 副 田 山 教育 武 井 香 長 閣 成 子育て支援課長 織 清 水 勝 総務課長 宏 産業課長 賀 浩 清 水 有 正 地域づくり推進課長 観光森林課長 賀 仁 高 橋 里 江 有 志 会計管理者 晴 美 建設水道課長 武 井 厚 城 取 財務課長 美保 教育次長 濹 勇 市川 藤 住民環境課長 松澤 さゆり 代表監査委員 加藤 篤

○職務のため出席した者

議会事務局長 髙 木 謙 治 議会事務局次長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年5月9日 午前9時00分 開会

事務局長(髙木 謙治) 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

[一同「おはようございます。」] 御着席ください。 [一同着席]

事務局長の髙木謙治です。臨時議長が着席されるまで、私が進行をさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、村長から御挨拶をお願いいたします。

村 長(藤城 栄文) 皆さん、おはようございます。

令和5年第2回議会臨時会を招集申し上げましたところ、大型連休明けで何かとお忙しい中、全議員の出席を賜り開催できますことに御礼を申し上げます。

今回の村議会議員選挙は、少数激戦の選挙となりました。激戦を制し当選された皆様に、 まずもってお喜びを申し上げます。今後4年間村の発展のため、村民福祉の充実のため、村 民生活の向上のため、地域の活性化等々のために御尽力をお願い申し上げます。

議員各位には、村民の声を村政に届けていただくとともに、議会の持つチェック機能と同時に特色のある村づくり、地域づくりのために積極的な政策提言をお願いいたします。

南箕輪村は、今人口が増加しながら、県下一若い村として発展をしてきております。私も 任期の折り返しを過ぎました。公約の達成はもちろんでありますが、地域コミュニティの課 題や大芝高原の松枯れなど本村独自の問題も多く、やらなければならないことは山積みをし ております。

しかしながら、ピンチは良い方向へ変化するチャンスでもあります。課題を解決し恵まれた環境を生かし、いつまでも幸せに暮らせる村を目指してまいりたいと思います。動かすところは動かし、変えるところは変え、少しずつでも前進させてまいります。

そのためには、議員各位の御理解・御協力が不可欠であります。行政も議会も、村民のため、地域のためという方向は同じでありますので、御一緒にどうかよい村をつくっていただくことをお願い申し上げます。

最後に、私の議会に当たります方針といたしましては、これまで以上に議会に相談する機会を増やし、協議を重ねながら村政運営をしてまいりたいと思っております。そのことが現代の激動の時代におきまして、穏やかな村を維持するために欠かせないものと考えております。

本臨時議会に村側から提出する案件は4件であります。原案どおりお認めをいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長(髙木 謙治) 続きまして、副村長、教育長、代表監査委員、管理職の皆さんの 自己紹介をお願いいたします。

副 村 長 (田中 俊彦) 改めましておはようございます。〔一同「おはようございま す。〕〕

副村長の田中俊彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長(清水 閣成) 教育長の清水閣成です。よろしくお願いします。

代表監査委員(加藤 篤) おはようございます。代表監査委員の加藤篤と申します。よ ろしくお願いいたします。

会計管理者(城取 晴美) 会計管理者の城取晴美と申します。よろしくお願いいたします。 総務課長(清水 勝宏) 総務課長の清水勝宏と申します。よろしくお願いいたします。 地域づくり推進課長(高橋 里江) 地域づくり推進課長、高橋里江でございます。よろし くお願いいたします。

財務課長(市川 美保) 財務課長、市川美保と申します。よろしくお願いいたします。 住民環境課長(松澤さゆり) 住民環境課長、松澤さゆりと申します。よろしくお願いいた します。

教育次長(藤澤 勇) おはようございます。教育次長の藤澤勇と申します。よろしくお 願いします。

産業課長(有賀 正浩) おはようございます。産業課長の有賀正浩と申します。よろしく お願いいたします。

観光森林課(有賀 仁志) おはようございます。4月から新しい課ができました。観光森 林課長の有賀仁志と申します。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長(武島 亮子) 健康福祉課長、武島亮子と申します。よろしくお願いします。 地域包括支援センター長(山崎 一) おはようございます。地域包括支援センター長、 山崎一と申します。よろしくお願いします。

子育て支援課長(武井 香織) 子育て支援課長、武井香織と申します。よろしくお願いいたします。

建設水道課長(武井 厚) おはようございます。建設水道課長の武井厚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長(髙木 謙治) 次に、議員の皆さんに自己紹介をお願いいたします。順序は、ただいま着席されている仮議席番号1番の議員から順次お願いいたします。

- 1 番(西森 一博) 議席番号1番、西森一博と申します。中込です。よろしくお願い いたします。
- 2 番(都志今朝一) おはようございます。議席番号2番、都志今朝一と申します。北 殿です。よろしくお願いします。
- 3 番(笹沼 美保) 議席番号3番、笹沼美保と申します。よろしくお願いいたします。
- 4 番(三澤 澄子) 議席番号4番、三澤澄子といいます。北殿に住んでおります。よろしくお願いします。
- 5 番(加藤 泰久) 議席番号5番、加藤泰久です。田畑に住んでおります。よろしく お願いいたします。
- 6 番(原 源次) 議席番号6番、原源次と申します。大泉です。よろしくお願いします。
- 7 番(百瀬 輝和) 皆さん、おはようございます。議席番号7番、百瀬輝和です。久 保に住んでおります。よろしくお願いします。
- 8 番(太田 篤己) おはようございます。議席番号8番、太田篤己です。神子柴でございます。よろしくお願いいたします。
- 9 番(唐澤 由江) おはようございます。議席番号9番、唐澤由江です。よろしくお

願いします。大泉です。

10番(山﨑 文直) おはようございます。議席番号10番、南殿の山﨑文直と申します。よろしくお願いします。

事務局長(髙木 謙治) ありがとうございました。

以上で、自己紹介が終わりました。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになって います。年長の加藤泰久議員を御紹介します。

加藤泰久議員は、議長席にお着き願います。

[臨時議長 加藤泰久君 議長席着席]

臨時議長(加藤 泰久) ただいま紹介されました、加藤泰久です。地方自治法第107条の 規定により、議長選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたし ます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、令和5年第2回南箕輪村議会臨時議会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

本村の正副議長選出に当たっては、平成17年の申し合わせにより、立候補によることとしています。

立候補の締め切りの4月28日までに立候補の届出をされた方は、加藤泰久、原源次議員、 百瀬輝和議員の3名です。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

臨時議長(加藤 泰久) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第1項及び第2項の規定により、立会人に西森一博議員、都志今朝一議員、 笹沼美保議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

[投票用紙配付]

臨時議長(加藤 泰久) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[配付漏れなし]

臨時議長(加藤 泰久) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

臨時議長(加藤 泰久) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼びますので、1番議員から順番に投票を願います。

事務局長(髙木 謙治) 1番、西森一博議員。

[1番 西森一博君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 2番、都志今朝一議員。

[2番 都志今朝一君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 3番、笹沼美保議員。

[3番 笹沼美保君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 4番、三澤澄子議員。

〔4番 三澤澄子君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 5番、加藤泰久議員。

〔5番 加藤泰久君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 6番、原源次議員。

〔6番 原 源次君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 7番、百瀬輝和議員。

〔7番 百瀬輝和君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 8番、太田篤己議員。

〔8番 太田篤己君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 9番、唐澤由江議員。

[9番 唐澤由江君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 10番、山﨑文直議員。

[10番 山﨑文直君 投票]

臨時議長(加藤 泰久) 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

臨時議長(加藤 泰久) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

西森議員、都志議員、笹沼議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長(加藤 泰久) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、原源次議員8票、加藤泰久議員1票、百瀬輝和議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、原源次議員が議長に当選されました。 議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

臨時議長(加藤 泰久) ただいま議長に当選された原源次議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人であります原源次議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

6番、原源次議員。

議 長(原 源次) 一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の御推挙をいただき、議長の重責を担いますことは身に余る光栄であり、その使命と責任の大きさに身の引き締まる思いであります。諸先輩方が築いてこられた歴史と伝統を胸に刻み、村民の皆様の期待と信頼に応えるべく、活気に満ちた議会運営に全力で取り組んでまいる所存です。

今後とも、皆様の御支援・御協力を心からお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。よ ろしくお願いします。

臨時議長(加藤 泰久) これで臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

原議長、議長席にお着きをお願いします。

[臨時議長 加藤泰久君 議長席退席]

〔議長 原 源次君 議長席着席〕

議 長(原 源次) 議事を進めます。

お諮りします。

副議長選挙、常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名、常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の報告、上伊那広域連合議会議員選挙、伊那中央行政組合議会議員選挙、長野県広域水道用水企業団議会議員選挙、付議された議案4件、行政報告4件、これを日程に追加し、日程第1号追加1として議題にしたいと思います。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんか。

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

よって、日程第1号追加1として、別紙のとおり議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、1番から5番まで、及び7番から9番まではただいまの着席のとおり指定します。

また、議長選挙の結果に伴い、山﨑文直議員は議席番号6番、議長、原源次は議席番号10番を指定します。

議席の移動をお願いします。

〔山﨑文直議員 移動〕

議 長(原 源次) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、西森一博議員、2番、都志今朝一議員を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月9日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、会期は5月9日本日限りとします。

なお、本臨時会の日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

日程第4、南箕輪村議会、副議長の選挙を行います。

立候補締め切りの4月28日までに立候補の届出をされた方は、唐澤由江議員、三澤澄子議

員の2名です。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議 長(原 源次) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立合人を指名します。

会議規則第30条第1項及び第2項の規定によって、立会人に西森一博議員、都志今朝一議員、笹沼美保議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

議 長(原 源次) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議 長(原 源次) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議 長(原 源次) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼上げますので、1番議員から順番に投票願います。

事務局長(髙木 謙治) 1番、西森一博議員。

[1番 西森一博君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 2番、都志今朝一議員。

[2番 都志今朝一君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 3番、笹沼美保議員。

〔3番 笹沼美保君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 4番、三澤澄子議員。

[4番 三澤澄子君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 5番、加藤泰久議員。

[5番 加藤泰久君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 6番、山﨑文直議員。

〔6番 山﨑文直君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 7番、百瀬輝和議員。

〔7番 百瀬輝和君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 8番、太田篤己議員。

[8番 太田篤己君 投票]

事務局長(髙木 謙治) 9番、唐澤由江議員。

〔9番 唐澤由江君 投票〕

事務局長(髙木 謙治) 10番、原源次議員。

〔10番 原 源次君 投票〕

議 長(原 源次) 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

議 長(原 源次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

西森議員、都志議員、笹沼議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議 長(原 源次) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち、三澤澄子議員7票、唐澤由江議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、三澤議員が副議長に当選されました。 議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

議 長(原 源次) ただいま副議長に当選された三澤澄子議員が議場におられます。 会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人であります三澤澄子議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

4番、三澤澄子議員。

副 議 長(三澤 澄子) ただいま副議長に推選されました三澤澄子です。

私は所信表明でも申し上げましたけれども、議会の役割、政策を最終決定・議決する役割と村民の立場で村政をチェックする役割、この二つのことをしっかりやり遂げるために、公平公正に議会を運営していく。その議長をしっかり補佐する役目を果たしたいというふうに思っております。

それと、所信表明でも申し上げましたが、今回の議員選挙は49.1%という史上最低を記録いたしました。そのことについて、私自身も責任の一端を感じているわけでありますけれども、村民の負託を受けた議員として、自ら見識をさらに高め、開かれた議会に皆さんと一緒にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長(原 源次) ただいまから暫時休憩とします。議員の皆さんは、9時50分に第 1委員会室にお集まりください。

再開の時間はまたお知らせしますので、村長以下、職員の方は事務室にお戻りください。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 10時10分

議 長(原 源次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、常任委員会委員・議会運営委員会委員の指名を行います。

委員会条例第5条第4項の規定によって、常任委員会委員・議会運営委員会委員を議長が 指名することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

これから、常任委員・議会運営委員の指名をします。

指名については、職員に朗読をさせます。

髙木事務局長。

事務局長(髙木 謙治) 常任委員会委員・議会運営委員会委員の報告をします。

総務経済常任委員会、定数 5。唐澤由江議員、西森一博議員、加藤泰久議員、太田篤己議員、原源次議員。

福祉教育常任委員会、定数 5。山﨑文直議員、笹沼美保議員、都志今朝一議員、三澤澄子議員、百瀬輝和議員。

議会運営委員会、定数4。笹沼美保議員、太田篤己議員、山﨑文直議員、唐澤由江議員。 以上です。

議 長(原 源次) ただいまの朗読のとおり指名します。

御異議ありませんか。

[議場「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員・議会運営委員会委員は、ただいまの朗読のとおり決定しま した。

日程第6、常任委員会委員長・副委員長、議会運営委員会委員長・副委員長の選任結果の 報告を行います。

委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会において互選した結果を報告願います。 総務経済常任委員会、お願いします。

9番、唐澤由江議員。

9 番(唐澤 由江) 総務経済委員長報告、9番唐澤由江です。

それでは、総務経済常任委員会で決定をしましたので、報告をいたします。

総務経済常任委員長に唐澤由江、総務経済常任委員会副委員長に西森一博議員、以上です。

議 長(原 源次) 福祉教育常任委員会、お願いします。

6番、山﨑文直議員。

6 番(山﨑 文直) それでは、福祉教育常任委員長の報告を行います。

6番、山﨑文直です。福祉教育常任委員会で決定しましたので、報告いたします。

福祉教育常任委員長に山﨑文直、福祉教育常任委員会副委員長に笹沼美保議員、以上に決定しましたので、報告いたします。

議 長(原 源次) 議会運営委員会、お願いします。

3番、笹沼美保議員。

3 番(笹沼 美保) 議会運営委員長報告をいたします。議席番号3番、笹沼美保です。 議会運営委員会で決定をしましたので、報告いたします。

議会運営委員長に笹沼美保、議会運営委員会副委員長に太田篤己議員、以上です。

議 長(原 源次) 常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、ただいまの報告のとおりです。

日程第7、上伊那広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

上伊那広域連合議会議員に原源次、三澤澄子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、上伊那広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が上伊那広域連合議会議員に当選されました。

日程第8、伊那中央行政組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

伊那中央行政組合議会議員に原源次、三澤澄子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、伊那中央行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が伊那中央行政組合議会議員に当選されました。

日程第9、長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員に原源次を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員に当選されました。

ただいまから暫時休憩とします。

再開は11時25分とします。議員の皆さんは第1委員会室にお集まりください。

休憩 午前 11時18分

再開 午前 11時25分

議 長(原 源次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村 長(藤城 栄文) 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり2件の専決処分を行いましたので、 同条第2項の規定により報告いたします。

報告第3号は、令和4年度南箕輪村水道事業会計予算の繰越計算書であります。中央自動車道の地下を横断する村道2217号線配水管布設工事を実施するに当たり、道路占用について中日本高速道路株式会社との協議に時間を要しているため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越ししましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、令和4年度南箕輪村下水道事業会計予算の繰越計算書であります。南箕輪 浄化センター機械設備改築工事、及びこの工事の施工管理業務について、資材の入手に時間 を要したため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越ししましたので、同条第3項 の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議 長(原 源次) これで行政報告を終わります。

日程第11、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

髙木事務局長。

事務局長(髙木 謙治) 朗読

議 長(原 源次) 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長 (藤城 栄文) 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案 理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、 決定をお願いいたします。

議 長(原 源次) 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長(市川 美保) それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正の主な内容としましては、令和3年度の地方税法改正により地方税共通納税システムが導入され、令和5年度課税分から住民税等に電子納税が可能となったことに伴い、納付書にQRコードが印字された納付書が様式として追加されました。

また、固定資産税では、長寿命化に資する大規模改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものについての規定の創設、軽自動車税では、環境性能割の税率区分の見直しと種別割のグリーン化特例の期限を3年延長する改正です。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、議案書5ページを御覧ください。 アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせて いただきます。

改正条文の項ずれが複数箇所ありますが、関係する法律改正に伴うものでありますので、 詳細な説明は省略させていただきます。

初めに、第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等につきましては、令和5年4月から、共通納税システムの導入により、これまでの納付書に新様式が追加されたことによる改正です。

第48条、法人の村民税の申告納付、同条第5項、おめくりいただき、6ページの第50条、 法人の村民税に係る不足額の納付の手続につきましては、こちらも共通納税による納付が可能になったことにより、納付書に様式が追加されたことによる改正です。第2項は、文言を 法律に合わせた改正でございます。

第98条、たばこ税の申告納付の手続、7ページ第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続でございます。こちらも、先ほどの村民税と同様に、共通納税の導入によります納付書に様式が追加されたことによる改正です。

次に、附則の第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例です。法律 改正に合わせて、適用期限を令和9年度まで延長するものです。

おめくりいただき、8ページ第10条、読替規定です。令和3年度、法律改正における法附則第64条を削る改正です。第10条の2の第3項から9ページ第18条までは、法律改正に合わせた項ずれの反映となる改正です。

第20項は、先ほど説明いたしました法附則第64条が削られ、新たに大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を3分の1と定めました。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に第11項が追加されました。大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定しております。

10ページをおめくりください。

新たに11項が追加されたことにより、第11項は第12項に、第12項は第13項とする条例の項ずれによる改正をしております。また、第12項は、法律改正に合わせて項ずれを反映しております。

改正前、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税と、第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第3項につきましては、臨時的軽減措置に係る規定のため削除いたしました。第15条の2の2は、第15条の2となりました。

11ページから13ページにわたり、第16条、軽自動車の種別割の税率の特例は、法律改正に合わせて、軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、特例の期限を3年間、25%軽

減の対象については、2年間延長する内容と項ずれを反映する改正となっております。

13ページになります。第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は、附則第16条の改正に伴う規定の整備になります。第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例は、法律改正に合わせて適用期限を令和8年度までに延長するものです。

議案書の3ページにお戻りいただきまして、附則第1条です。この条例の施行期日を令和5年4月1日からとし、第2条で、経過措置として令和4年度分までの固定資産税については、従前の例によることを定めたものであります。

4ページをおめくりいただき、第3条で軽自動車税については、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された三輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税の環境性能割については、従前の例により、附則の16条の部分は、令和5年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用することを定めるものでございます。

以上、議案第1号で専決処分といたしました、南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議 長(原 源次) これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

議 長(原 源次) 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

髙木事務局長。

事務局長(髙木 謙治) 朗読

議 長(原 源次) 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長 (藤城 栄文) 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、 決定をお願いいたします。

議 長(原 源次) 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長(市川 美保) それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げ22万円とし、全体の課税限度額は102万円から104万円となりました。高所得層の負担を上げることによって、中間所得層の負担軽減を図ります。また、軽減判定所得の見直しで、5割軽減は5,000円、2割軽減は1万5,000円引き上げ、対象世帯を拡大します。

新旧対照表により説明をいたしますので、議案書2ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、第2条課税額の第3項及び、第21条国民健康保険税の減額で、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に改正します。第21条第1項第2号、28万5,000円から29万円に改めます。

おめくりいただき、3ページの第3号、52万円から53万5,000円に改めます。第21条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例は、本条例第22条の2の改正に伴う規定の整備となります。

4ページ、第22条の2、特例対象被保険者等に係る申告の第2項については、国民健康保 険条例参考例に合わせた改正になります。

附則の第2項から5ページの第4項、第6項から7ページ第9項まで、第12項及び8ページ第13項は、対応する法令の規定に合わせるための改正となります。

1ページにお戻りいただきまして、附則1で、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとし、2は、適用区分として令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることを定めているものであります。

以上、専決処分といたしました南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部 説明とさせていただきます。

議 長(原 源次) これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、三澤議員。

4 番(三澤 澄子) 4番、三澤です。

この改正によってどのくらいの税収が上がるのか、試算されているのかをお聞きします。

議 長(原 源次) 市川財務課長。

財務課長(市川 美保) この限度額の引き上げによりまして、対象になる世帯が6世帯実は減るんですけれども、増える税額としては、36万6,000円ほどを見込んでおります。

議 長(原 源次) ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

議 長(原 源次) 質疑なしと認めます。

議案第3号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。

髙木事務局長。

事務局長(髙木 謙治) 朗読

議 長(原 源次) 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長 (藤城 栄文) 議案第3号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由を申し上げます。

本案は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の追加の補正が主なものであります。既定の 歳入歳出予算の総額にそれぞれ869万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億 869万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議 長(原 源次) 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長(市川 美保) それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、0334特別給付金事業補正額1,019万4,000円です。子育て世帯生活支援特別給付金事業が令和4年6月に続き、同一世帯対象に本年5月末までに給付するようにとのことで実施されます。

1 節報酬、事務に当たります会計年度任用職員報酬22万8,000円、10節需用費4万円、11 節役務費1万9,000円、18節負担金、補助金及び交付金で、上伊那情報センターシステム改 修負担金が40万7,000円、19節扶助費800万円。これは、対象となる子供一人当たり5万円、 160人を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料、これは令和3年度に実施されました子育て世帯等臨時特別支援事業の精算が終了しまして、補助金150万円を返還する必要が出たものでございます。

2目、0340保育園運営事業補正額22万7,000円を減額しておりますが、これは、先ほどの 子育て世帯生活支援特別給付金事業の事務に当たります会計年度任用職員の報酬を振り替え たため、減額するものであります。

次の8ページになります。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、0652森林病害虫等防除対策事業、補正額7万8,000円でございます。1節報酬は、会計年度任用職員であります松くい虫被害監視員がこれまでの2名が退職となり、当初予算編成時に後任が見込めないとのことから予算計上しておりませんでしたが、このたび5月から職員1名を任用できることとなり、予算計上させていただきます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目、1400予備費でございます。補正額135万1,000円の減。30節予備費を減額いたしまして、歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

次の10ページから11ページの給与費明細書につきましては、先ほど説明申し上げました特別給付金事業、保育園運営事業、森林病害虫等防除対策事業の会計年度任用職員の報酬の明細となりますので、お目通しをお願いいたします。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金869万4,000円の増額であります。 こちらは、歳出で説明申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金事業の補助金と、事務 費補助金となります。全額、国から措置されるものでございます。

以上で、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議 長(原 源次) これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山﨑議員。

6 番(山﨑 文直) 8ページの森林病害虫等防除対策事業の1名5月から運用という

ことでありますけれども、具体的な業務の内容というのを、どんなことなのかを教えていただきたいと思いますが。

議 長(原 源次) 市川財務課長。

観光森林課長、有賀課長。

観光森林課長(有賀 仁志) 山﨑議員の御質問にお答えします。

松くい虫の監視員は日額でありまして、内容としましては、村内のアカマツの被害木のほうを現地、どこら辺に被害木が発生しているかっていうのを、調査を行って報告していただく業務が主となります。

以上です。

議 長(原 源次) ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

議 長(原 源次) 質疑なしと認めます。

議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

[討論なし]

議 長(原 源次) 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長(原 源次) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

[討論なし]

議 長(原 源次) 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(原 源次) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

[討論なし]

議 長(原 源次) 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(原 源次) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程12、議案の上程を行います。

議案第4号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条、議員除斥の規定により、2番、都志今朝一議員の退席を求めます。

[2番 都志今朝一君 退席]

議長(原源次)職員に議案を朗読させます。

髙木事務局長。

事務局長(髙木 謙治) 朗読

議 長(原 源次) 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長 (藤城 栄文) 議案第4号「南箕輪村監査委員の選任について」、提案理由を申し上げます。

南箕輪村監査委員で、議会議員のうちから選任される監査委員の議員の任期が満了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 議案1ページを御覧ください。

住所、南箕輪村3631番地、氏名、都志今朝一、生年月日、昭和24年2月24日、満74歳であります。経歴につきましては、2ページの添付資料のとおりでありますので、御覧ください。よろしく御審議をいただき、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長(原 源次) これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

議 長(原 源次) 質疑なしと認めます。

これから、議案第4号「監査委員の選任について」の討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長(原 源次) 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(原 源次) 起立全員です。

したがって、議案第4号は同意することに決定しました。

議 長(原 源次) 2番、都志今朝一議員の着席を求めます。

[2番 都志今朝一君 着席]

議 長(原 源次) ただいま監査委員の選任については、全員賛成で同意することに 決定しましたので、2番、都志今朝一議員の発言を求めます。

2番、都志今朝一議員。

2 番(都志今朝一) 議席番号2番、都志今朝一です。

先ほど、議員各位より監査委員に選任をいただきました。監査委員の職務は大変重要な職であり、課せられた義務と責任は極めて大きいと考えております。監査必携にもうたわれていますが、議会、長またはその他執行機関、あるいは外部の圧力などによって、何らかの干渉を受けることなく、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において、代表監査委員とともに誠実かつ厳正に職務をしっかりと果たしていきたいと思いますので、各位の御協力をお願いし、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議 長(原 源次) お諮りします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程第1号追加第1に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査申出書の件を日程第1号追加第1に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(原 源次) 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長 (藤城 栄文) 選挙後の初議会、大変お疲れさまでありました。また、慎重に御審議をいただき、村側から提案した議案につきまして、原案どおりお認めをいただき、ありがとうございました。

議会構成も決まり、これから本格的な議会活動が始まってまいります。どうか村のため、村民のために御活躍をお願いいたします。自治会に関する行政協力業務の見直しや大芝高原に関することなど、村の発展のために様々な場面で真摯な議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、5月20日の土曜日には、経ヶ岳バーティカルリミットを4年ぶりに開催をいたします。県内外から多くの皆さんが参加される予定です。また、6月定例会では、肥料や飼料、電気代等の高騰支援について提案をさせていただく予定でありますので、御審議をお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきま す。ありがとうございました。

議 長(原 源次) これをもって、令和5年第2回南箕輪村議会臨時会を閉会します。 御苦労さまでした。 事務局長(髙木 謙治) 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午前11時59分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員